サイバーセキュリティ人材フレームワークに関する検討会 運営要領

(令和7年10月14日) サイバーセキュリティ 人材フレームワーク に関する検討会決定

サイバーセキュリティ人材フレームワークに関する検討会(以下「会議」)の議事の手続きその他会議の運営に関し必要な事項は、この要領の定めるところによる。

1. 会議の招集等

- (1)会議は、座長が招集する。
- (2) 座長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議題を 委員に通知するものとする。
- (3) 会議の出席には、会議の開催場所への参集のほか、ウェブ会議システム等を利用した会議への参加を含めるものとする。
- (4) 座長は、特に緊急の必要があると認めるときは、委員に対し文書による審議を 行うことを通知し、会議をすることができる、なお、この会議を行った場合は、 座長が招集する次の会議に報告しなければならない。

2. 会議の議事

- (1)会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- (2) 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

3. 委員以外の出席

座長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴く ことができる。

4. 議事の公開

会議は非公開とし、議事概要は、原則として、会議終了後、発言者名を付さない形で公開する。配付資料は、原則として、会議終了後公開する。ただし、座長が必要と認めるときは、一部又は全部を公開しないものとすることができる。